

第4章 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土^{まち} (都市基盤・自然環境・生活環境・防災)

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土^{まち}をつくる

1. 土地利用

2. 住宅環境

3. 交通体系

4. 上・下水道

5. 公園・緑地

第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土^{まち}をつくる

1. ユネスコエコパーク

2. 景観

3. 環境・衛生

第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土^{まち}をつくる

1. 交通安全・地域安全

2. 消費生活

第4節 守りあい・支えあいによる安全な郷土^{まち}をつくる

1. 防災

第1節 うるおいと安らぎのある誰もが住みたくなる郷土をつくる

1. 土地利用

現況と課題

- 本町の大部分は上信越高原国立公園内の自然豊かな山林や高原で、宅地は夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街と農村部の集落に分布し、その周辺部が農地として利用されています。
- 農地では耕作放棄が増加しており、山際の農地は耕作がされず山林化が進んでいます。
- 地籍調査事業は令和2年度をもって終了し、今後は調査成果の有効な活用を進める必要があります。
- 用途地域に指定された中心市街地は、比較的規制の緩やかな商業地域などが多くを占めています。近年は空き店舗をリニューアルする利活用も進んでおり、観光ニーズに応じた更なる都市基盤の整備・長寿命化を図る必要があります。
- 中心市街地の産業振興を図りながら、転入者や定住者を増やす居住環境の整備を図る必要があります。
- 高齢社会への対応や観光産業の再生などを視野に、人にやさしいまちづくりに努めるとともに、観光客など来訪者を迎え、安全・快適、にぎわいのある市街地の形成を図る必要があります。

施策の体系

1. 土地利用

(1) 国土利用計画との調整

(2) 適正な土地利用の誘導

(3) 魅力ある街並みの形成

施策展開

(1) 国土利用計画との調整

施策目標

令和2年度策定の本町の土地利用における総合的な指針となる「山ノ内町国土利用計画*」に基づき、一体的、総合的な土地利用を推進し、国土利用計画に則した農業振興地域整備計画*や都市計画マスタープラン*の見直しを行うとともに調整を図ります。

施策方針 1

国土利用計画の運用

取組内容

- 山ノ内町国土利用計画の適切な運用に努めるとともに、農業振興地域整備計画の見直しや都市計画マスタープランの見直しを進めます。

(2) 適正な土地利用の誘導

施策目標

土地利用に関する法令や条例、関連計画の町民への周知に努めるとともに、各地域の特性を活かしつつ、互いに連携・補完する適正な土地利用を図ります。

施策方針 1	計画的な土地利用の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市計画の総合的な指針となる山ノ内町都市計画マスタープランに基づき、地域特性に応じた計画的な土地利用を図ります。 ■ 都市計画用途区域内にあって農業振興に欠かせないエリアについては区域の見直しを行い適正な利用形態に調整します。

(3) 魅力ある街並みの形成

施策目標

本町は、多くの観光客が訪れることから、懐かしく温もりを感じられる温泉街の景観を保全し、文化や歴史を感じさせる魅力あるまちづくりを目指します。

施策方針 1	魅力あるまちづくり形成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 風情ある温泉街の保全に努めるため、地域と連携した街並み整備を進めます。 ■ 条例に基づく景観形成を推進し、住民や事業者の景観意識の醸成と、観光地としての魅力や地域の活性化を図ります。



2. 住宅環境

現況と課題

- 本町の公営住宅については、町営 68 戸（町営住宅 65 戸、町民住宅 3 戸）、県営 36 戸が整備されていますが、県営住宅は廃止の方向となり、町営住宅については、山ノ内町公営住宅長寿命化計画に基づき、28 戸を改修しました。
- 住宅やホテルなどの耐震化を促進するために、広報による啓発を行っていますが、多額の費用が必要なため、耐震改修まで至る件数が多くありません。
- 町内に現存する空き家の有効活用を図れるよう各種補助制度の周知を行い、移住の促進と周辺住民が安心できる住環境の整備が必要です。
- 定住を促進するためには、住宅環境の確保や整備が不可欠であるため、空き家バンク*を通じ町内に現存する空き住宅の有効活用を進めるとともに、新たな住宅環境の研究を進める必要があります。

施策の体系

2. 住宅環境

- (1) 良好な住環境づくり
- (2) 公営住宅の整備・改善

施策展開

(1) 良好な住環境づくり

施策目標

良質な住宅環境を整備するとともに、景観住民協定の締結等を促進し、良好な住環境の創出に努めます。

移住者や若者の定住促進を図るため、住宅分譲の必要性を調査するとともに、公営住宅の後利用についても研究を進めます。

また、建築物のバリアフリー*化や克雪住宅*化の普及を支援し、建築物の安全性の確保と快適な住宅の普及に努めます。

施策方針 1	適切な建築指導
取組内容	■ 耐震診断及び耐震改修や住宅改築に関する相談体制の拡充を図ります。
施策方針 2	移住定住の促進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移住者を含む若者の定住促進を図るため、住宅新築・改修補助や家賃補助制度の継続を行うとともに、新たな支援の検討をします。 ■ 若者が住みたくなる住宅の確保のため、宅地分譲の必要性や規模などの調査を進めます。 ■ 空き家を活用した住宅の改修や購入など移住定住を支援するための制度を継続するほか、移住定住しやすい環境を促進します。
施策方針 3	克雪住宅の普及促進
取組内容	■ 豪雪地域に暮らす町民にとって、雪下ろし作業の軽減や危険防止を図るため、克雪住宅の整備を支援します。

（2）公営住宅の整備・改善

施策目標

社会情勢の変化を踏まえ、長寿命化計画に基づく既存公営住宅のリフォームを推進し適正な維持管理に努めます。また、改修に適さない公営住宅は、除却や跡地利用の検討を進めます。

施策方針 1	公営住宅の整備
取組内容	■ 計画的な公営住宅の整備、改修、管理を行います。
施策方針 2	公営住宅の除却・跡地利用
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別施設計画に基づき改修に適さない公営住宅は除却を検討します。 ■ 公営住宅の跡地利活用の検討を進めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町営住宅改修件数	28 戸	51 戸

3. 交通体系

現況と課題

- 市民の日常生活や産業活動、観光客の入込等において、人や物の交流が円滑に行われるためには、道路や公共交通などの交通網が体系的に整備されている必要があります。
- 本町の道路網は、国道 292 号及び国道 403 号が幹線道路として機能しています。
- 都市計画道路は 8 路線で、改良率 55.50% と長野県内では高い整備水準にありますがその大半は国道 292 号が占め、市街地中心部では未整備な計画路線が残り、計画決定から 60 年経過しています。
- 北陸新幹線飯山駅につながる国道 403 号については、落合地区の橋梁が改築され良好なアクセスが確保されていますが、更に円滑な交通や安全を確保するため、交差点改良などを行う必要があります。
- 長期未整備な都市計画道路や町道網の全面的見直しに取り組み、都市計画マスタープラン*見直しに合わせ、社会情勢の変化に応じたまちづくりや道路整備が必要です。
- 橋梁、トンネルなどの道路施設は長寿命化計画に基づき適正な管理、修繕を行うとともに、施設の長寿命化を進めライフサイクルコスト*の低減に努める必要があります。
- 冬季における克雪・除雪対策など道路の適切な維持管理も引き続き重要な課題です。身近な生活道路については、道路幅員が狭い区間や屈曲した箇所がみられるほか、歩行時の危険性も指摘されるなど、その改良・整備が求められています。
- 今後の道路整備については、単に輸送効率を追求するだけでなく、ユニバーサルデザイン*化の推進や安全性、防災性、快適性、文化性といった多様な側面に配慮した道づくりが求められており、特に観光産業を基幹産業の一つとする本町においては、景観への配慮が欠かせないものになっています。
- 児童・生徒や高齢者など、自動車運転免許を持たない方の移動手段として公共交通機関は必要不可欠です。関係機関との連携のもと運行本数や乗り継ぎの利便性など、サービス水準の維持に配慮しつつ、利用促進策の検討や運行事業者への支援等により、公共交通手段の維持・確保を図る必要があります。
- 全国的に高齢者による自動車事故の件数が増加する中、自ら免許を返納される方が増えています。地域公共交通の確保とともに市町村運営有償運送の充実を図り利用促進を進めます。

施策の体系

3. 交通体系

(1) 地域を結ぶ道路づくり

(2) 人にやさしい道づくり

(3) 地域公共交通の充実

施策展開

(1) 地域を結ぶ道路づくり

施策目標

本町と周辺市町村を結ぶ、広域的な幹線道路ネットワークの形成を図ります。
また、町内の中心市街地と周辺集落を結ぶ生活道路の整備及び改善に努め、町民生活や地域経済を支える道路づくりを進めます。

施策方針 1	道路の整備
取組内容	■ 町内の生活道路等の計画的な整備・改良を促進します。
施策方針 2	町内幹線道路網の見直し
取組内容	■ 社会情勢の変化に考慮した都市計画道路や1・2級町道を含めた町内幹線道路網の見直しを進めます。

(2) 人にやさしい道づくり

施策目標

歩きやすい歩道の整備や散策路・周遊路として親しめる道づくりに努めるとともに、除雪対策を強化するなど、誰もが安全で安心して通ることができる道路づくりを進めます。

施策方針 1	快適な道路空間づくり
取組内容	■ 歩行者通行が多い道路では、歩行者空間を確保するとともにユニバーサルデザインに基づく環境整備を推進します。 ■ 道路や歩道が快適に使用できるよう、地域ぐるみでの管理や町民一人ひとりの意識啓発に努めます。
施策方針 2	除雪対策の強化
取組内容	■ 民間事業者や地域住民と連携した除雪体制や融雪設備の整備など体制強化を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
町民が進める町道除雪	29箇所	35箇所

(3) 地域公共交通の充実

施策目標

子どもや高齢者、自動車運転免許返納者などの移動手段として地域公共交通の確保を図るとともに、市町村運営有償運送の充実を図るため、関係機関や近隣市町村との研究を進め利便性の向上に努めるほか、楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。

施策方針 1	公共交通の維持確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 鉄道については、長野電鉄線沿線活性化協議会や関係機関と連携し、利用促進に向けた取り組みを強化し、長野電鉄線の維持に努めます。 ■ 路線バスについては、乗車人員の向上に向けた広報を強化するほか、補助金による支援を行い安定確保に努めます。
施策方針 2	市町村運営有償運送の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村運営有償運送として導入した地域コミュニティバス*「楽ちんバス」の安定運行を図るとともに、関係機関との地域公共交通計画の策定などの協議を進め、より利便性の高い運行に努めます。 ■ 最小限の支出で最大限の利便を得られるよう楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
人口に対する「楽ちんバス」利用者数の割合	0.62	0.68



4. 上・下水道

現況と課題

- 上水道は、健康で快適な生活を送るために必要なライフラインであり、まちを支える社会基盤です。本町の水の供給は、上水道、簡易水道、その他飲料水供給施設、簡易給水施設により供給され100%に近い普及率を達成しています。
 今後は、上水道需要に対応する水源の安定した確保や施設の整備、適正な維持・管理に取り組み給水体制を保つとともに、老朽化した配水管等の施設の計画的な改善が求められています。
- 下水道は快適な生活の確保に加え、河川などの水質保全など自然環境を保つために欠かせない施設です。本町の下水道事業は、平成22年度にすべての面整備事業が完了しています。
 今後は最終処理段階で発生する汚泥について、広域的な連携も視野に入れた対応や施設の改築更新を進め処理施設等の適正な維持管理を図るほか、加入の促進や適正な料金設定による下水道事業経営の安定化を図ることが重要です。

施策の体系

4. 上・下水道

- (1) 飲用水の安定供給
- (2) 水道事業の健全運営
- (3) 下水道事業の推進
- (4) 下水道事業の健全運営

施策展開

(1) 飲用水の安定供給

施策目標

老朽化した水道施設の計画的な更新に努めるとともに、水源の環境保全に努め水質の保全、安全な水の供給に努めます。

施策方針 1	飲用水の安定供給
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水需要予測の結果から得られた水源地の確保と水質保全のための環境維持を図ります。 ■ 水の安定供給を図るため、水道施設の維持・管理に努めるほか、施設整備・老朽管布設替事業を計画的に推進します。 ■ 老朽化が激しい東部浄水場の建設及び設備の更新を進めます。

(2) 水道事業の健全運営

施策目標

水道事業の経費を見直しながら安定した経営を図ります。また、水道料金収納対策強化を推進するとともに、経営状況に応じて水道料金の見直しを行います。

施策方針 1	水道事業の健全運営
取組内容	■ 水道事業の経営分析を行うことにより経費や水道料金の見直しを図り、事業の健全化、透明化に努めます。

(3) 下水道事業の推進

施策目標

下水道等処理施設の適正な維持管理に努めます。

施策方針 1	下水道事業の推進
取組内容	■ 平成 22 年度にすべての下水道面整備事業が完了したため、下水道の接続促進を図ります。 ■ 下水道施設の適正な維持管理と老朽施設の計画的な更新を進めます。

(4) 下水道事業の健全運営

施策目標

下水道の接続促進を図るため積極的な PR 活動を行うなど、使用料収入の確保に努めます。また、下水道事業運営の健全化を図るとともに、下水道等処理施設の維持・管理の適正化を図りながら、状況に応じて使用料の見直しを行います。

施策方針 1	下水道事業の健全運営
取組内容	■ 下水道接続率向上に向けて町民意識の啓発に努めます。 ■ 下水道事業の健全化に努めるとともに経理内容の明確化及び透明化を図ります。

5. 公園・緑地

現況と課題

- 健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、交流の場、子どもの遊び場であるとともに、環境や景観の保全機能をもつ重要な施設です。
- 本町における都市公園は5か所、7.46haが供用されていますが、都市計画区域内の人口一人当たりの公園面積は6.2㎡で、都市公園法施行令に定める面積の標準である10㎡を下回っています。そのため、都市公園のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用しています。
- 公園は、子どもの遊び場として子育て世代を中心に施設整備の要望をいただいていることから、やまびこ広場のリノベーションを中心に、子どもから高齢者、さらには観光客などの来訪者にも楽しめる公園の整備を進めています。しかしながら、町内には老朽化の進む公園施設もあることから、利用者のニーズをふまえた施設の更新を図る必要があります。

施策の体系

5. 公園・緑地

(1) 公園・緑地の整備

施策展開

(1) 公園・緑地の整備

施策目標

公園は町民や来訪者の憩いの場となることから、老朽化した施設改修など既存施設の適正な維持管理を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえた施設等の整備について検討を進めます。また、地域における緑化活動を促進し、緑化空間の創出を図ります。

施策方針1	公園・緑地の整備推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■やまびこ広場のリノベーションなどの公園整備にあたっては、町民から来訪者までが楽しめる施設になるよう、利用者のニーズを踏まえた施設の検討、整備を進めます。 ■防災機能を備えた、みろく児童公園の拡張整備を進めます。 ■老朽化したベンチ等など施設更新や公園内樹木等の適正管理を行います。
施策方針2	子どもの遊び場の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■やまびこ広場の親水施設などは、子育て世代の利用ニーズが高いことから、利用者の意向を踏まえた施設の運用を進めます。 ■街中の空地について、子どもたちが身近に利用できるポケットパークなどを検討します。
施策方針3	公園施設の共同管理
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■町民と行政が協働で愛着をもって管理できるようアダプトシステム*を促進します。

第2節 自然と人が調和する持続可能な郷土^{まち}をつくる

1. ユネスコエコパーク

現況と課題

- 私たちの暮らしには、豊かな自然の恵みにより発展を遂げてきた歴史があり、伝統は今なお息づいています。自然の恵みは、独自の食文化や伝統工芸を生み出したほか、身近な自然への感謝の心が信仰や祭りとして表れ伝承されるなど、独特の文化も受け継がれています。
- 自然の恵みは、地域の生業の基盤として、主要産業である農業や観光業にも活用されてきました。これにより成り立っている私たちの生活文化は、先人より受け継がれた遺産と捉え、今後も次世代へ引き継いでいかなければなりません。
- 気候変動や自然破壊など地球を脅かす諸問題や、また時代の流れもあって、いくつかの自然環境や伝統文化は存続の危機を迎え、すでに消失したものもありますが、それらを保存復元して次世代へ引き継いでいこうとする「学び」の取り組みがすでに始まっているなど、子どもから若者、また年長者まで参加する持続可能な社会の構築に向け、ユネスコエコパーク*の理念に基づく地域づくりは今後も積極的に進めていく必要があります。
- 町民や観光客も含めたあらゆる関係者により、それぞれの立場で理解を深め、互いが連携しながら、自然環境の保護保全、自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育、文化的・社会経済的に持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。
- ユネスコエコパークはSDGs*達成に貢献するモデル地域として国際的な位置付けを有していること、また国内や世界ネットワークの一員として様々な貢献が求められていることを踏まえて進める必要もあります。

施策の体系

1. ユネスコ エコパーク

- (1) 自然環境の保護保全
- (2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育
- (3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

(1) 自然環境の保護保全

施策目標

様々な啓発活動を実施することにより、町民や来訪者のユネスコエコパークに対する認知度や理解度の向上を図るとともに、自然環境の保護保全に対する意識の高揚を図ります。

また、希少・固有・在来種の保護復元や外来生物対策など生物多様性保全活動を実施するとともに、その活動を促進するための支援、管理や連携体制の確保に努めながら、他の認証制度の活用や連携なども視野に進めます。

施策方針 1	保護保全意識の高揚
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の恵まれた自然環境を知り学ぶためのセミナーや説明会を継続して開催します。 ■ 保護保全のための監視や指導、ルールやマナーを周知する取り組みを実施します。
施策方針 2	保護保全活動の実施と連携支援
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境省・信州大学や地域関係団体等との継続連携、民間企業等との新たな連携、更なる官学連携を図り、自然保護のための調査やモニタリング、各種保全活動を実施します。 ■ 各種保全活動に取り組む団体を支援するとともに、ボランティア活動の促進を図ります。 ■ 志賀高原ユネスコエコパーク協議会へ参画し、管理運営のための計画策定やエリア見直しを関係町村と連携して取り組みます。 ■ ラムサール条約*登録湿地制度や日本ジオパーク制度など、国内外の自然文化に関する各種認証制度の活用や連携を図ります。 ■ 国立公園内における開発行為については、環境省や地元関係者と連携し、環境に配慮した適切な管理に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
「ユネスコエコパークの普及啓発と活用について」の重要度（まちづくりアンケート）	評価点 1.0	評価点 全体設問の平均以上

(2) 自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育

施策目標

志賀高原ユネスコエコパークは“ESD*の先進地”とも言われており、この特色をPRしつつ引き続き環境教育を推進するとともに、ユネスコスクール*でのESD実践を支援するなど次世代の人材育成のための取り組みを進めます。

また、ユネスコエコパーク管理運営に必要な調査研究のための人材育成や体制整備、国際化や情報化への対応を見据えた取り組みを進めます。

施策方針 1	環境教育の推進と次世代の人材育成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境学習プログラムのブラッシュアップへの支援や、更なる体験者の誘致に向けた支援を行います。 ■ 自然の大切さや関わり方、生き物に対する思いやりなど、豊かな人間性を育むための子どもを対象とした自然体験イベントを開催するなど、ユネスコエコパークを活用した次世代の人材育成の取り組みを進めます。 ■ ユネスコエコパークでの環境学習推進の拠点施設でもある志賀高原自然保護センターの機能充実を支援します。 ■ ユネスコスクール活動やESD*推進につながる環境整備や支援充実を図ります。
施策方針 2	管理運営のための人材育成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 志賀高原での環境学習や、移行地域*における自然文化体験の促進を図るため、ガイドや指導者の養成、受入体制の整備を進めます。 ■ 学校・地域・社会のつながりを通じた特色あるイベントを開催するなど、広く町民や地域関係者を対象とした人材育成の取り組みを進めます。 ■ 国際的位置付けを有するユネスコエコパークに関連させたグローバル教育やグローバル人材育成の取り組みを進めます。

(3) 文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

施策目標

ユネスコエコパークの知名度向上を図る取り組みを国内外に向け進めるとともに、ユネスコエコパークを絡めた産業間連携、農産物・特産品の高付加価値化、地域固有の魅力・文化の見つめ直しと観光資源化を図る取り組みなど、産業活性化を中心とした持続可能な地域づくりを進めます。

施策方針 1	ユネスコエコパークの知名度向上と産業活性化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ イベント出展やフェア開催、テレビ放映やSNS*活用など、様々な手法を用いて広報活動を実施し、更なるユネスコエコパークの知名度向上を図ります。 ■ インバウンド*推進や海外のユネスコエコパークとの交流や連携を視野に、国外に向けた情報発信の充実を図ります。 ■ 観光と農業が連携するグリーンツーリズムなど、ユネスコエコパークを中心に産業間が連携できる取り組みの検討を進めます。 ■ 環境にやさしい農業の推進やロゴマークを活用した農産物の産地保証とともに、民間事業者とも連携しながらユネスコエコパークブランドの研究・確立に取り組みます。 ■ 里山資源や文化資源の掘り起こしと磨き上げにより、新たな観光資源としての活用や商品開発に向けた検討、支援を行います。

2. 景観

現況と課題

- 豊かな自然環境や情緒あふれる温泉街、山麓や扇状地に広がる果樹・田園地帯など、本町には魅力ある景観があります。これらの景観は、町民が快適に暮らせる環境、来訪者を迎えられる魅力ある観光地を形成する重要な要素です。
- 太陽光発電設置に関する景観条例を平成30年に改正しましたが、今後も時代に合った条例改正に努めるとともに、住民の景観に対する意識を高める取り組みが重要です。
- 本町の良好な景観を維持するため、景観住民協定により地域に根差した自主的な取り組みを支援しています。また、魅力的な景観形成を推進するため、花と緑の風景づくり等の取り組みが重要です。
- アダプトシステム*団体においては近年減少傾向にあり、良好な景観を形成する新たな団体の発掘・育成が必要です。
- 地域による河川内の草刈りや清掃など河川愛護の取り組みを支援し、うるおいを与える親水空間を保全していく必要があります。

施策の体系

2. 景観

- (1) 良好な景観の形成
- (2) 町民の景観育成活動の促進

施策展開

(1) 良好な景観の形成

施策目標

景観行政団体*として関連する条例や計画に基づき、良好な景観形成に努めます。また、道路・施設等の公共事業においても景観に配慮した取り組みを推進します。

施策方針 1	景観形成の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特色ある里山や農村風景、温泉街等の町の景観保全及び形成を図ります。 ■ 景観住民協定の締結を促進するなど町民と協働による景観形成を推進します。
施策方針 2	建築物基準の適正な指導
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観条例等に基づいた適切な指導、誘導に努めます。
施策方針 3	公共事業における景観形成
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路整備や公共施設整備において、周囲の景観との調和に配慮します。

(2) 町民の景観育成活動の促進

施策目標

景観教育を推進するなど、景観に関する啓発を推進します。また、町民主体の景観づくり活動を支援するとともに、町民が主体となる協定づくりや地域のルールづくり、活動支援を促進します。

施策方針 1	景観を守り育てる町民活動の促進
取組内容	■ 景観に関する意識啓発と町民主体の地域ルールづくりを支援します。
施策方針 2	緑化の推進
取組内容	■ 花と緑の風景づくり事業を推進し、沿道や地域を花で飾り、町民や来訪者に潤いと温かさが感じられるまちづくりを図ります。 ■ アダプトシステム登録団体の啓発を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
アダプトシステム団体登録件数 （町との協定数）	7 団体	10 団体



3. 環境・衛生

現況と課題

- 全国的に循環型社会*の形成が求められる中、ごみの減量化に向け、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）*の3R運動をはじめとする様々な取り組みが展開されています。
- 本町においても、5市町で構成する北信保健衛生施設組合により事業を行っていますが、ごみ処理については4市町で処理を行っており、廃棄物の最終処分量の削減を図ることを目的に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」によって義務化されている4品目を含め8品目の分別収集を行っているほか、ごみの減量化を推進するため、町民意識の啓発などを進めています。
- 循環型社会形成の推進は、町民、企業、行政が一体となり、町全体で取り組まなければ解決できない重要な課題です。特に可燃ごみの処理については、ごみ排出量の減量化に向けて、分別をより推進する目的から、処理費の有料化を検討しましたが、当面は分別の徹底等による、可燃ごみの排出量削減に向けた取り組みを行うこととしています。
 今後も町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正な処理のほか、持続的な収集・処理体制の確立を図るとともに、ごみも資源であるという観点から、ごみの減量化や再資源化に努めていくことが重要です。
- し尿処理については、下水道の進展により収集・処理量ともに減少傾向にあることを考慮し、令和元年度から北信保健衛生施設組合による共同処理から市町の単独処理に移行し、現在は町施設で下水道汚水とともに一体処理を行い、処理の効率化が図られております。
 今後も、衛生面においては、人口の動向や下水道の普及状況を勘案しながら、収集及び処理体制の維持と残存する合併処理浄化槽の適正管理に向けた指導にも継続して取り組む必要があります。
- 公害防止への対応としては、個々の発生源に対する指導體制や監視体制の強化に努め、公害のない快適な環境づくりを進める必要があります。
- 地球温暖化*問題が世界的に重大な関心事となっている中で、長野県が宣言した「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」並びに「気候非常事態宣言」に本町としても賛同しており、今後も近隣市町村とともに温室効果ガス*排出抑制への具体的な取り組みを検討していく必要があります。
- 地域の特色を活かした新エネルギー*の導入を町民、事業者とともに協働しながら取り組むことから、身近な問題として地球環境の負荷を軽減する意識付けが必要です。

施策の体系

3. 環境・衛生

- (1) 快適な生活環境づくり
- (2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり

施策展開

(1) 快適な生活環境づくり

施策目標

快適な生活環境づくり活動を支援し、公衆衛生の確保を図りながら、環境衛生の向上に努めます。さらに、騒音・悪臭や水質・大気汚染などを防止する公害対策に努め、快適な生活環境の維持に努めます。

施策方針 1	生活衛生の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 旅館及びホテル等におけるレジオネラ症の発生の危険性を除去すべく、環境保全設備の整備を支援します。■ 狂犬病予防注射の接種を促進します。■ 地域で取り組む害虫等の共同防除を支援します。■ 協働による地域美化活動を推進します。
施策方針 2	公害の防止
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 苦情処理、監視体制の充実と事業者などへの指導や啓発により公害防止に努めます。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
公害に関する苦情件数	30件	15件

(2) 環境負荷の少ない循環型社会づくり

施策目標

ごみ減量化に対する町民意識を更に高めるとともに、衛生自治会等とも連携し、分別の徹底により、更なる減量化に努めつつ、適正な廃棄物処理を行います。ごみ焼却施設及び最終処分場については広域体制の中で長期的な視点から必要な処理能力の確保に努めます。また、不法投棄をさせないよう活動を強化し、不法投棄の防止に努めます。

し尿処理については、効率的な収集・処理体制を維持しつつ、国の指導から単独浄化槽設置世帯には合併浄化槽への切り替え促進や、合併浄化槽世帯には浄化槽の適正管理指導を継続します。

「山ノ内町新エネルギービジョン*」に基づき、町の自然・地形・資源を活かした新エネルギーの導入や省エネルギーの取り組みを支援し、地球温暖化問題への貢献と循環型社会の構築を図ります。

また、安全性能が高く人にも環境にも優しい自動車等の啓発に努めます。

施策方針 1	ごみの減量化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 衛生自治会等と連携しつつ、ごみ分別指導等を通じ、リサイクルの推進を図り、ごみ減量化に向けた活動支援と意識啓発を促進します。
施策方針 2	ごみ収集・処理体制の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効率的なごみ収集体制の維持と衛生自治会との連携による収集場所の衛生管理に努めます。 ■ 北信保健衛生施設組合による共同処理施設の適正な運用に努めます。 ■ 一般廃棄物処理業を行う許可業者の適正な監督や指導に努めます。
施策方針 3	不法投棄等監視体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各種機関や町民との連携により不法投棄等監視体制の強化を図ります。
施策方針 4	し尿処理体制の維持・確保
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道の進展による接続率向上に努めつつ、長期的な視点から必要なし尿収集・処理体制を維持します。
施策方針 5	地球にやさしいエネルギーの推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 温泉熱や雪氷熱、太陽光など、地域の特性に合った自然エネルギーを有効活用した取り組みの支援を行います。 ■ 公共施設や宿泊施設、防犯灯などのLED化更新を進め省エネルギーの推進を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
リサイクル率	17.2%	20.0%
太陽光及び温泉熱補助の申請件数	28	33

第3節 人とのつながりで希望のある安心な郷土^{まち}をつくる

1. 交通安全・地域安全

現況と課題

- 交通事故は全国的に減少傾向にあるものの、重篤な事故の高齢者が占める割合は年々増加傾向にあり、高齢化が進行する中で憂慮される状況です。
- 本町の道路環境は、道幅が狭い箇所が多いほか、冬期間の路面凍結や積雪は事故発生の大きな危険要因となっています。また、車を利用して訪れる旅行者も多いことから、必要な道路交通規制の見直しや交通安全施設の整備、交通事故危険箇所の調査・改善による安全な道路交通環境づくりを推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、交通弱者を中心とする交通安全意識の啓発を一層推進するとともに、危険箇所の把握と交通安全施設の整備、交通安全運動や、交通安全教育の推進や運転マナー向上の促進に努めるなど、交通安全対策の総合的な取り組みが求められています。
- 犯罪は全国的に減少傾向にあるものの、高齢者が被害者となる特殊詐欺が多発しています。現在、本町には交番・駐在所が設置されており、地域の安全確保にあたっています。
一方では地域コミュニティ*の変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向もみられます。
- 町民が犯罪に巻き込まれないためにも、犯罪に関する情報提供を迅速に行うとともに、地域の強い結束力を活かし、地域に密着した防犯機能の確立・強化に力を入れていく必要があります。さらに、犯罪発生を、未然に防ぐためにも、町民の防犯予防意識の啓発・高揚を図ることが求められています。

施策の体系

1. 交通安全・地域安全

(1) 交通安全対策の充実

(2) 地域防犯対策の充実

(1) 交通安全対策の充実

施策目標

長野県高齢者交通安全モデル地区における各種事業や高齢者交通安全ふれあいアドバイザー事業などとも連携し、主に高齢者を対象とした交通安全教育を推進するなど、交通安全に関する普及啓発に努めるとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の充実に努めます。

さらに、冬場の除雪について、町民との協力体制の充実や路面凍結に対する安全対策を図りながら、歩行者及びドライバーの安全を確保します。

施策方針 1	交通安全に関する普及啓発の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動期間中に警察署や交通安全協会など関係機関により行われる街頭指導所や広報誌を通じた情報提供により、交通安全に対する意識の高揚と啓発活動を推進します。
施策方針 2	交通安全活動の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 山ノ内町交通安全推進本部との連携や交通安全活動の支援を図ります。
施策方針 3	交通安全施設の充実
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の適正な管理と老朽施設の更新を進めます。 通学路を中心に安全対策事業等を通じ危険箇所の把握に努めるとともに安全確保を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
交通事故発生件数（対人対物）	17件／年	12件／年

(2) 地域防犯対策の充実

施策目標

警察署や防犯協会などとの連携を図りながら、地域における自主防犯組織を育成するなど、地域防犯力の強化を図ります。また、広報やホームページなどを活用して、犯罪に関する情報の提供に努め、防犯意識の向上を図ります。

施策方針 1	地域防犯力の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 山ノ内町防犯協会や自治会等と連携し、地域防犯パトロール等の活動支援に努め、防犯力の強化を図ります。■ 小中学校や自治会等との連携により、危険箇所における防犯灯整備を支援します。
施策方針 2	防犯に関する普及啓発の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 警察署や防犯協会からの防犯情報の迅速な提供に努めるとともに防犯意識の啓発を推進します。■ 小中学校と連携し、防犯用品の配布や少年犯罪の抑制に向けた協力体制、啓発活動の充実を図ります。■ 携帯電話やインターネットの安全な利用環境の周知と啓発活動の充実を図ります。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
刑法犯の犯罪発生件数	49 件／年	39 件／年



2. 消費生活

現況と課題

- 高度情報化の進展などを背景に商品やその販売形態が多様化するなど消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費契約に関わるトラブルが増加傾向にあり、振り込め詐欺や架空請求などの特殊詐欺による被害が多く発生しています。
- 今後も消費者の安全と利益を守るため、正しい知識をもつことでトラブルを未然に防止できるよう、関係機関と連携し、特殊詐欺に関する情報の提供や相談体制の充実、特殊詐欺の被害防止等、消費者の保護と育成を図っていく必要があります。

施策の体系

2. 消費生活

- (1) 消費生活に関する啓発活動の推進
- (2) 消費生活相談の充実

施策展開

(1) 消費生活に関する啓発活動の推進

施策目標

長野県北信消費生活センターなど関係機関と連携し、各種契約トラブルの相談や解決に向けた対応のほか悪質商法・振り込め詐欺防止協力員及び相談員の協力を得ながら、行政情報やパンフレット配布等を通じ、巧妙化する犯罪被害にあわないよう啓発に努めるほか、自立した消費者の育成のための啓発活動や情報提供を推進します。

施策方針 1

啓発活動の推進

取組内容

- 消費者被害未然防止のため、契約トラブルや悪質商法などの情報提供や出前講座による地域学習会の実施など、啓発活動を推進します。

(2) 消費生活相談の充実

施策目標

消費生活トラブルの未然防止と発生後の早期解決を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、町民に最も身近な役場において適切な助言が行えるよう、相談業務に係るスキルアップを図ります。

施策方針 1	相談体制の充実
取組内容	■消費生活センターや弁護士との連携、各種研修会への派遣等のスキルアップを図り、相談、支援体制の拡充に努めます。
施策方針 2	消費者団体の活動支援
取組内容	■消費者団体等の活動支援と育成に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
消費者相談件数（情報提供を含む）	60件／年	90件／年



1. 防災

現況と課題

- 平成 23 年の東日本大震災、長野県北部地震、平成 26 年長野県神城断層地震、平成 28 年熊本地震、平成 30 年 7 月豪雨及び北海道胆振東部地震、さらに令和元年東日本台風などを経て、防災に対する人々の意識が年々高まる中、全国的に防災体制の充実強化が強く求められています。
- 本町は自然景観に恵まれている反面、急峻な山容を源とする急流河川を擁しているため、土砂災害や河川の氾濫などが生じる可能性が少なくありません。また、県では「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした洪水浸水想定区域が公表されることとなり、警戒レベルに応じた避難行動が求められています。また、特別豪雪地帯に指定されているように雪害に対する備えも求められています。
- 本町は観光地であり、旅館やホテルなどの木造建築物が多く立地していますが、全体の約半数が昭和 55 年以前に建築されていると推計されます。特に温泉街は、家屋が密集していますが、道路幅員が狭く、延焼の危険性が高いことに加え、消火や避難活動に支障が生じることも懸念されています。
- 志賀高原・北志賀高原など町中心部から離れた観光地も有しており、本町の消防救急体制は、中野市と構成する岳南広域消防組合により火災などの多種多様化する災害に備え、災害対応資機材を計画的に配備するなど、消防救急機能の充実強化を図るとともに、地域防災の中核として欠くことのできない消防団の時代に即した改革を推進し、消防団員の確保・育成強化に努めていく必要があります。また、消防施設関連では、公共施設個別施設計画に基づく、適正な維持管理に努め、消防車両等の更新、施設整備、消防水利を継続的に整備拡充する必要があります。
- 山ノ内町地域防災計画の防災ビジョンでは、人口減少が進む中、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、防災をめぐる社会構造の変化に対しても、町民、消防団、自主防災組織などの「自助」「共助」の防災意識の高揚や連携、強化を図るなど、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

施策の体系

1. 防災

- (1) 地域防災力の向上
- (2) 防災体制の充実強化
- (3) 災害未然防止対策の充実

施策展開

(1) 地域防災力の向上

施策目標

「逃げ遅れゼロ」に向け、防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援及び消防団との連携強化に努めるとともに防災知識の普及に努め、町民の防災意識の向上、地域防災力の強化を図ります。

施策方針 1	地域防災力の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援に努め、自主的な地域防災力の強化を図ります。■ 「地域の命は地域で守る」ことを基本に、地区防災計画や災害時住民支え合いマップなどの策定支援を図ります。■ 自主防災組織の地域間連携及び自主防災アドバイザーの育成・活用を推進します。
施策方針 2	防災知識の普及と防災意識の向上
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 防災に対する情報提供に努め、町民の防災知識の普及、防災意識の向上を図ります。

指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
地区防災計画の策定	0	8

(2) 防災体制の充実強化

施策目標

地域防災計画や災害対応時のマニュアル等の充実を図るとともに、地域防災情報システム*や避難体制の整備、消防救急体制の強化を推進するなど、災害に備えた体制の強化を図ります。

また、万一災害が発生した場合に迅速な災害対応が行えるよう、周辺自治体や各種団体等との災害時応援協定の締結、関係機関との連携強化を図ります。

施策方針 1	災害に備えた体制の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要に応じ地域防災計画や防災マップ*の見直しを進め、防災体制の強化を図ります。 ■ 災害時の迅速、正確な情報の伝達を図るため、気象情報及び警報レベル発令時の詳細な情報収集に努め、防災情報伝達手段の多様化・多重化を進め、住民及び来訪者にやさしい情報伝達を目指します。 ■ 災害時において自治体間の相互応援体制を強化するため、近隣市町村、広域市町村等の連携強化を図ります。 ■ 防災拠点の充実を図るため、あらためて代替庁舎の検討を行います。 ■ 災害に備え、災害対応備蓄品の充実、避難場所、避難所の見直し等を進めるとともに避難所等の開設時は、感染症対策に配慮した運営に努めます。
施策方針 2	消防力の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 岳南広域消防本部と連携した広域消防体制及び多種多様化する災害対応の推進や計画的な消防施設及び消防水利の整備、更新による消防力の強化を図ります。
施策方針 3	消防団の強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防団員の確保・育成に努め、各種災害における対応能力及び安全管理の向上や装備の充実を図ります。 ■ 現状の消防団の課題に対し、時代に即した消防団のあり方検討を行い、改革を推進し、更なる消防団の強化を図ります。
施策方針 4	防災ネットワークの強化
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時における、地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充に向け、SNS*の活用も含めた多様化・多重化を推進し、より多くの方へ迅速で正確な広報を行うことで災害の未然防止、減災に努めます。

指 標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和7年）
消防水利充足率	94.5%（256/271）	100%
防災情報等の 受信人口カバー率の向上	10%	40%

(3) 災害未然防止対策の充実

施策目標

町民等に地震災害に対する意識啓発を推進し、住宅等の建築物の耐震化を促進します。また、避難施設に指定されている公共施設の耐震化を推進します。

一方、集中豪雨等の対策として河川改修等により治水対策の推進を図るとともに、県と協力し急傾斜地崩壊対策やがけ地対策等の土砂災害防止対策を推進します。また、市街地など集落地における雨水排水対策を推進します。

施策方針 1	住宅・公共施設等の防災対策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 住宅や民間施設の耐震化を促進するため、長野県と連携した耐震診断や耐震化への相談体制の整備及び支援に努めます。■ 公共施設等の計画的な耐震化など、防災拠点としての整備を進めます。■ リフォームとあわせた耐震改修への広報啓発に努めます。
施策方針 2	台風や集中豪雨対策の推進
取組内容	<ul style="list-style-type: none">■ 防災マップによる危険か所情報の提供に努めます。■ 河川改修、土砂災害防止対策、雨水排水対策等を計画的に進めます。

